

発行登録追補目論見書

平成21年2月

関西国際空港株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	2
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】	4
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	5
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	7
5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	8
6 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	10
7 【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】	11
8 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】	13
9 【新規発行による手取金の使途】	14
第2 【売出要項】	14
第3 【その他の記載事項】	14
第二部 【公開買付けに関する情報】	14
第三部 【参照情報】	14
第1 【参照書類】	14
第2 【参照書類の補完情報】	15
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	15
第四部 【保証会社等の情報】	15
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	16
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	17

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 20-近畿2-2
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 近畿財務局長
 【提出日】 平成21年2月6日
 【会社名】 関西国際空港株式会社
 【英訳名】 KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村山 敦
 【本店の所在の場所】 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
 【電話番号】 072(455)2128
 【事務連絡者氏名】 財務部長 浅田 雅昌
 【最寄りの連絡場所】 同上
 【電話番号】 同上
 【事務連絡者氏名】 同上
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 第14回社債（一般担保付）（3年債）14,997,000,000円
 第15回社債（一般担保付）（5年債）19,996,000,000円
 第16回社債（一般担保付）（10年債）9,998,000,000円
 第17回社債（一般担保付）（20年債）5,000,000,000円
 計 49,991,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成20年7月14日
効力発生日	平成20年7月22日
有効期限	平成22年7月21日
発行登録番号	20-近畿2
発行予定額（円）	200,000百万円

【これまでの募集実績】

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
20-近畿2-1	平成20年9月4日	20,000百万円	-	-
実績合計額（円）		20,000百万円 (19,988百万円)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 180,000百万円
 (180,012百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	関西国際空港株式会社第14回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金14,997,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金99円98銭
利率（％）	年1.00％
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成21年7月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。</p>
償還期限	平成23年12月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成23年12月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金99円98銭 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年2月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年2月20日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、関西国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だてて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。
取得格付	<p>1 取得格付 Aaa（トリプルA）</p> <p>2 指定格付機関名 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</p> <p>3 格付取得日 平成21年2月6日</p> <p>1 取得格付 AA（ダブルA）</p> <p>2 指定格付機関名 株式会社日本格付研究所</p> <p>3 格付取得日 平成21年2月6日</p> <p>1 取得格付 AA-（ダブルAマイナス）</p>

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。
2. 期限の利益喪失に関する特約
 当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。
 - (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
 - (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
 - (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (6) 当会社が関西国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。
3. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。
4. 公告の方法
 (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に関係を有する事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
5. 本社債の発行要項の変更
 (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
 (2) 前号に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
6. 社債権者集会
 (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
 (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
 (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第36条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
 (4) 前3号に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
 (5) (1)及び前号の公告は、本（注）第4項(2)に定める方法による。
7. 社債管理者への事業概況等の報告義務等
 (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
 (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定め反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
8. 社債管理者による倒産手続に属する行為
 本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
9. 社債管理者による異議
 本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
10. 発行代理人及び支払代理人
 株式会社みずほコーポレート銀行

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,500	1. 引受人は、本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受け 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金17.5銭とする。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	7,500	
計	—	15,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金8厘を支払うこととしている。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	関西国際空港株式会社第15回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金19,996,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金99円98銭
利率（％）	年1.28％
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成21年7月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。</p>
償還期限	平成25年12月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成25年12月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金99円98銭 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年2月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年2月20日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、関西国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。
取得格付	<p>1 取得格付 Aaa（トリプルA）</p> <p>2 指定格付機関名 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</p> <p>3 格付取得日 平成21年2月6日</p> <p>1 取得格付 AA（ダブルA）</p> <p>2 指定格付機関名 株式会社日本格付研究所</p> <p>3 格付取得日 平成21年2月6日</p> <p>1 取得格付 AA-（ダブルAマイナス）</p> <p>2 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター</p> <p>3 格付取得日 平成21年2月6日</p>

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。
2. 期限の利益喪失に関する特約
当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。
 - (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
 - (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
 - (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (6) 当会社が関西国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の表現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。
3. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。
4. 公告の方法
 - (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
5. 本社債の発行要項の変更
 - (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
6. 社債権者集会
 - (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
 - (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 前3号に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
 - (5) (1)及び前号の公告は、本（注）第4項(2)に定める方法による。
7. 社債管理者への事業概況等の報告義務等
 - (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
 - (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに関し反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
8. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
9. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
10. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほコーポレート銀行
11. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則

に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	10,000	1. 引受人は、本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金22.5銭とする。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	10,000	
計	-	20,000	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金9厘を支払うこととしている。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	関西国際空港株式会社第16回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金9,998,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金99円98銭
利率（％）	年1.85％
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成21年7月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。
償還期限	平成30年12月20日
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円。 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成30年12月20日にその全額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金99円98銭 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年2月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年2月20日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、関西国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。
取得格付	1 取得格付 Aaa（トリプルA） 2 指定格付機関名 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク 3 格付取得日 平成21年2月6日 1 取得格付 AA（ダブルA） 2 指定格付機関名 株式会社日本格付研究所 3 格付取得日 平成21年2月6日 1 取得格付 AA-（ダブルAマイナス） 2 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター 3 格付取得日 平成21年2月6日

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。
2. 期限の利益喪失に関する特約
当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。
 - (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反したとき。
 - (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
 - (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (6) 当会社が関西国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。
3. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。
4. 公告の方法
 - (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に関係を有する事項であつて、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
5. 本社債の発行要項の変更
 - (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
6. 社債権者集会
 - (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
 - (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 前3号に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
 - (5) (1)及び前号の公告は、本（注）第4項(2)に定める方法による。
7. 社債管理者への事業概況等の報告義務等
 - (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
 - (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに関し範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
8. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
9. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
10. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほコーポレート銀行
11. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則

に従って支払われる。

6【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,000	1. 引受人は、本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	5,000	
計	—	10,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金1銭2厘を支払うこととしている。

7【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】

銘柄	関西国際空港株式会社第17回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金5,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	年2.46％
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成21年7月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。
償還期限	平成40年12月20日
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円。 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成40年12月20日にその全額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年2月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年2月20日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、関西国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。
取得格付	1 取得格付 Aaa（トリプルA） 2 指定格付機関名 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク 3 格付取得日 平成21年2月6日 1 取得格付 AA（ダブルA） 2 指定格付機関名 株式会社日本格付研究所 3 格付取得日 平成21年2月6日 1 取得格付 AA-（ダブルA マイナス） 2 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター 3 格付取得日 平成21年2月6日

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。
2. 期限の利益喪失に関する特約
当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。
 - (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
 - (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
 - (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (6) 当会社が関西国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。
3. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。
4. 公告の方法
 - (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に関係を有する事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
5. 本社債の発行要項の変更
 - (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
6. 社債権者集会
 - (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
 - (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 前3号に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
 - (5) (1)及び前号の公告は、本（注）第4項(2)に定める方法による。
7. 社債管理者への事業概況等の報告義務等
 - (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
 - (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定め反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
8. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
9. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
10. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほコーポレート銀行
11. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則

に従って支払われる。

8【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	1. 引受人は、本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	2,500	
計	—	5,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金1銭5厘を支払うこととしている。

9 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
49,991,000,000	150,000,000	49,841,000,000

(注) 上記金額は、第14回社債（一般担保付）、第15回社債（一般担保付）、第16回社債（一般担保付）及び第17回社債（一般担保付）の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記手取概算額49,841,000,000円は、社債償還資金3,025,000,000円、関連会社に対する投融資46,816,000,000円に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月27日近畿財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）平成20年12月12日近畿財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成21年1月15日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第24期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本発行登録追補書類提出日（平成21年2月6日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであり、変更又は追加した箇所は下線で示しております。

また、以下の記載における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであり、以下の記載以外の当該有価証券報告書中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

「事業等のリスク」

(8) 国際情勢の変化、伝染病の発生等による影響について

関西国際空港は、平成13年9月に発生した米国同時多発テロ、平成15年3月に開始されたイラク戦争及び同年3月末からアジア地域を中心に世界中に感染が拡大したSARS（重症急性呼吸器症候群）により、国際線旅客数や発着回数が大幅に減少致しました。なお、旅客数や発着回数は、これらの影響により平成15年度まで減少傾向が続いたものの、平成16年度には回復基調に転化し、以降順調な増加傾向が続いた結果、平成19年度には国際線の乗入便数が過去最高を記録しております。

今後、同様の社会不安や紛争・テロ等の国際情勢の変化、伝染病等の発生により国際線旅客数や国際線発着回数が減少した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、原油価格の乱高下・米国の金融危機を背景とする世界的な景気減速に代表されるような経済情勢の変化についても、旅客数や発着回数の減少につながる要因として認識しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

関西国際空港株式会社 本店
(大阪府泉佐野市泉州空港北1番地)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 関西国際空港株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 村山 敦

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている（これらの格付が公表されている場合に限る。）。
 - (1) 格付が付与されている社債券（既に発行されていたもの）の名称
 関西国際空港株式会社第12回社債（一般担保付）
格付 A a a
 （格付を付与し、公表している格付機関名 ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク）

 - (2) 格付が付与されている社債券（既に発行されていたもの）の名称
 関西国際空港株式会社第12回社債（一般担保付）
格付 A A
 （格付を付与し、公表している格付機関名 株式会社日本格付研究所）

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社及び連結子会社7社においては、空港事業及び鉄道事業を行っております。

各事業における当社及び連結子会社の位置付け等は次のとおりであります。

(空港事業)

当社及び連結子会社は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的としております。

泉州沖約5キロメートルの海上に埋め立てられた総面積500ヘクタールの空港島において、関西国際空港は、長さ3,500mの滑走路1本とこれに対応する諸施設を整備・運営して参りました。また、1期空港島の沖側に造成された約540ヘクタールの2期空港島のうち滑走路・誘導路を含む250ヘクタール分について、平成19年8月2日に限定供用を開始いたしました。これに伴い、4,000m級複線滑走路を持ち24時間運用可能という、世界標準に達した空港として諸施設の運営を行って参ります。

その他、空港の運営を図るうえで必要な事業を、当社の連結子会社において行っており、その関連は次のとおりであります。

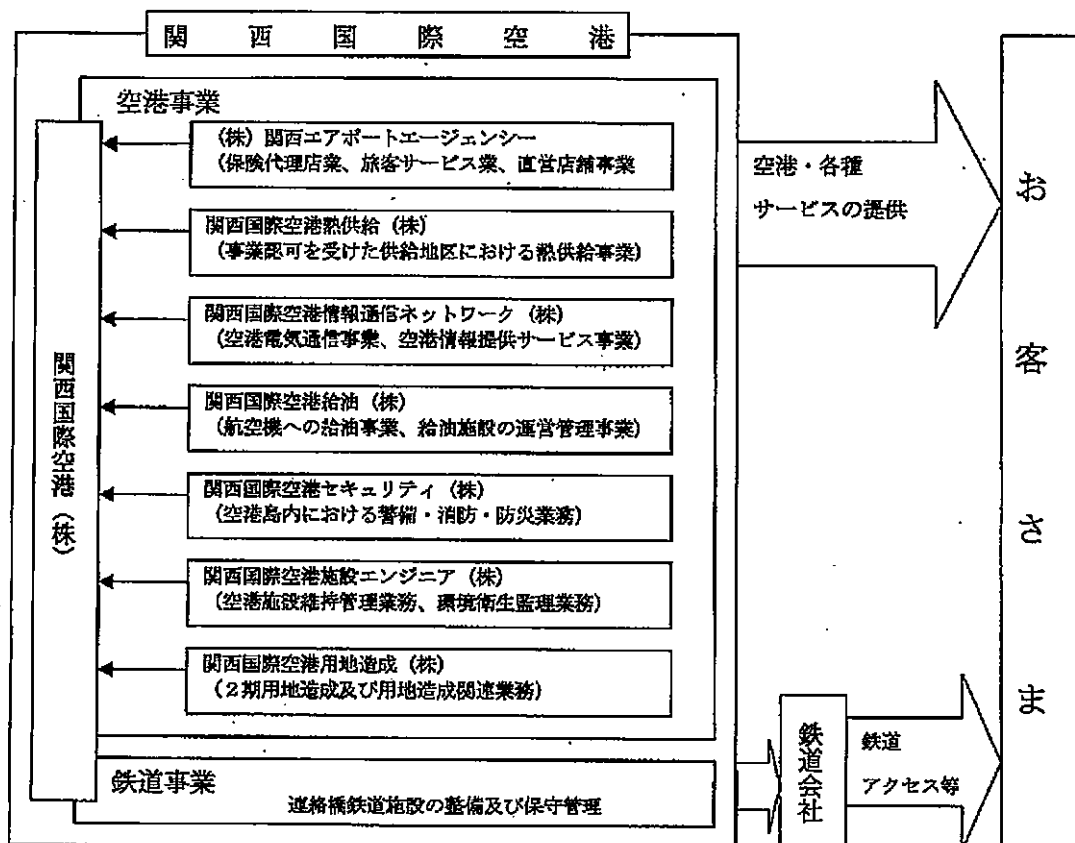
(連結子会社)

- ① 株式会社関西エアポートエージェンシーでは、当社の直営店舗の運営業務、旅行代理店業、損害保険代理業、生命保険の募集等の事業を行っております。
- ② 関西国際空港熱供給株式会社では、当空港における熱供給事業並びに冷水、蒸気の受入及び使用施設の工事、管理及びリース等の事業を行っております。
- ③ 関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社では、当空港内の通信サービスを総合的に提供するとともに、当社の情報処理システムの運用・管理等の事業を行っております。
- ④ 関西国際空港セキュリティ株式会社では、当空港内の警備、消防、防災業務及び駐車場・連絡橋に関する業務を行っております。
- ⑤ 関西国際空港給油株式会社では、当空港における航空機に対する給油業務及び当社の管理する航空機給油施設の運営等の事業を行っております。
- ⑥ 関西国際空港施設エンジニア株式会社では、当空港における諸施設の保全・運用等の事業を行っております。
- ⑦ 関西国際空港用地造成株式会社では、当空港2期事業における空港用地の造成事業を行っております。

(鉄道事業)

当社は、鉄道事業法に基づく第三種鉄道事業免許（鉄道線を第一種鉄道事業を経営する者に譲渡する目的をもって敷設する事業及び鉄道線を敷設して当該鉄道線を第二種鉄道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいう）を取得の上、西日本旅客鉄道株式会社・南海電気鉄道株式会社と連携協力し、安全・確実・快適に旅客輸送が出来るよう鉄道施設の保持・管理等に努め、航空旅客・空港従業員等にとって重要な空港アクセスとしての役割を担っております。

以上に述べた事業の系統図は、以下のとおりです。



2 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高(百万円)	96,319	104,056	104,587	105,737	106,114
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△6,365	5,162	9,245	12,607	11,397
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△6,040	4,430	△17,718	9,820	10,867
純資産額(百万円)	473,733	529,164	559,602	592,117	604,625
総資産額(百万円)	1,962,292	2,029,348	2,040,424	2,052,762	2,001,209
1株当たり純資産額(円)	34,358.41	35,735.03	35,482.72	36,488.28	37,184.43
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△)(円)	△452.86	313.20	△1,165.90	616.20	669.56
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	24.14	26.08	27.48	28.83	30.20
自己資本利益率(%)	△1.32	0.88	△3.25	1.71	1.82
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	24,190	35,652	39,472	41,324	43,171
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	△85,184	△83,789	△89,600	△39,996	△33,264
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	65,943	67,709	36,447	470	△59,532
現金及び現金同等物の 期末残高(百万円)	52,522	72,098	58,425	60,728	11,105
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	1,234 (80)	1,181 (121)	1,118 (211)	1,091 (260)	1,031 (310)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。
2. 株価収益率については、非上場であることから記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
5. 第22期の当期純損失計上は固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高(百万円)	94,580	102,113	102,715	103,828	104,643
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△6,245	4,669	8,448	12,064	11,106
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△8,098	4,308	△18,194	9,609	10,794
資本金(百万円)	689,400	740,400	788,556	810,900	812,550
発行済株式総数(株)	13,788,000	14,808,000	15,771,133	16,218,000	16,251,000
純資産額(百万円)	474,432	529,740	559,702	591,655	604,100
総資産額(百万円)	1,750,433	1,816,745	1,837,220	1,864,160	1,935,864
1株当たり純資産額(円)	34,409.08	35,773.94	35,489.07	36,481.43	37,173.14
1株当たり配当額(円) (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△)(円)	△607.22	304.54	△1,197.22	602.95	665.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	27.10	29.16	30.46	31.74	31.21
自己資本利益率(%)	△1.76	0.86	△3.34	1.67	1.81
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	435 (24)	421 (27)	395 (26)	382 (28)	353 (25)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。
2. 株価収益率については、非上場であることから記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
5. 第22期の提出会社の当期純損失計上は固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。